

見 積 書

平成22年3月31日

久留米市長 檜原 利則 様

小郡市上岩田1246番地
社団法人 小郡三井医師会
会 長 丸 山 泉

下記のとおり見積申し上げます。

記

業 務 名	乳幼児健康診査（集団健診出務）
見 積 額	<u>22,500 円／回</u> （税抜き）

仕 様 書
(集団健診出務用)

- 業 務 名 ・乳児健康診査（4か月児、10か月児）
 ・1歳6か月児健康診査
 ・3歳児健康診査
- 委託期間 平成22年4月1日から平成22年6月30日
 （ただし、予算議決後は平成23年3月31日までとする。）
- 出 務 日 別紙『平成22年度 乳幼児健康診査（集団健診）実施計画表』に基づく事業実施日（1回3時間程度）
- 出 務 者 集団健診1回あたり医師1名
- 業務内容 「久留米市乳幼児健康診査実施要領」の「1 乳児健康診査」、「2 1歳6か月健康診査」および「3 3歳児健康診査」中の4）健康診査の項目に記載されている事項。
 ただし、歯科に関する部分を除く。

平成22年度 乳幼児健診（集団健診）実施計画表

4か月児健康診査				
地区 月	田主丸 勤労青少年 ホーム	コスモ すまいる 北野(※)	城島 げんきかん	三潴 保健 センター
4月		15日(木)		
5月	13日(木)			11日(火)
6月		17日(木)		
7月	8日(木)		6日(火)	
8月		19日(木)		
9月	9日(木)			7日(火)
10月		21日(木)		
11月	11日(木)		2日(火)	
12月		16日(木)		
1月	13日(木)			18日(火)
2月		17日(木)		
3月	10日(木)		1日(火)	

10か月児健康診査				
地区 月	田主丸 勤労青少年 ホーム	コスモ すまいる 北野(※)	城島 げんきかん	三潴 保健 センター
4月	8日(木)			6日(火)
5月		20日(木)		
6月	10日(木)		1日(火)	
7月		15日(木)		
8月	12日(木)			3日(火)
9月		2日(木)		
10月	14日(木)		5日(火)	
11月		18日(木)		
12月	9日(木)			7日(火)
1月		20日(木)		
2月	10日(木)		1日(火)	
3月		17日(木)		

1歳6か月児健康診査				
地区 月	田主丸 勤労青少年 ホーム	コスモ すまいる 北野(※)	城島 げんきかん	三潴 保健 センター
4月		14日(水)	13日(火)	
5月	18日(火)			
6月				15日(火)
7月		14日(水)		
8月	17日(火)		24日(火)	
9月				14日(火)
10月		20日(水)		
11月	16日(火)			9日(火)
12月				
1月		19日(水)	25日(火)	
2月	15日(火)			
3月				8日(火)

3歳児健康診査				
地区 月	田主丸 勤労青少年 ホーム	コスモ すまいる 北野(※)	城島 げんきかん	三潴 保健 センター
4月	20日(火)			27日(火)
5月			19日(水)	
6月		3日(木)		
7月	20日(火)			13日(火)
8月				
9月		1日(水)	22日(水)	
10月	22日(金)			19日(火)
11月				
12月		15日(水)	8日(水)	
1月	18日(火)			
2月				8日(火)
3月		16日(水)		

(※) 『北野保健福祉センター』は、平成22年4月27日以降、『コスモすまいる北野』に変わります。

久留米市乳幼児健康診査実施要綱

1 趣 旨

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条及び第 13 条に定める乳幼児の健康診査の実施、運営等に当たっては、この要綱の定めるところによる。

2 実施主体

久留米市

3 健康診査の種類、対象者及び実施回数

健康診査の種類、対象者及び実施回数は次表に掲げる回数とする。

種 類	対 象 者	内 容	実施回数	備 考
乳児健康診査	4 か月～5 か月児	一般健康診査	1 回	
	10 か月～11 か月児	一般健康診査	1 回	
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月を超え 2 歳未満の幼児	一般健康診査 歯科健康診査	1 回	
3 歳児健康診査	3 歳を超え 4 歳未満の幼児	一般健康診査 歯科健康診査 精密健康診査	1 回	※

※ 精密健康診査は、一般健康診査の結果、必要と認める者を対象とする。

4 健康診査の実施

健康診査は、各保健センター等において行う集団健康診査、又は医療機関等に委託して行う個別健康診査により実施する。

(1) 集団健康診査

ア 集団健康診査は、次に掲げるものとする。

(ア) 乳児健康診査（一般健康診査）

(イ) 1 歳 6 か月児健康診査（一般健康診査、歯科健康診査）

(ウ) 3 歳児健康診査（一般健康診査、歯科健康診査、精密健康診査）

イ 集団健康診査の実施については、市の広報及び個別通知等により、あらかじめ対象者に周知するものとする。

ウ 健康診査の結果は、健康診査受診票により管理するものとする。

(2) 個別健康診査

ア 医療機関へ委託して実施する個別健康診査（以下「医療機関委託健診」という。）は、次に掲げるものとする。

(7) 乳児健康診査（一般健康診査）

(4) 1歳6か月児健康診査（一般健康診査、歯科健康診査）

(9) 3歳児健康診査（一般健康診査、歯科健康診査、精密健康診査）

イ 医療機関委託健診の実施については、市の広報及び個別通知等により、あらかじめ対象者に周知するものとする。

ウ 医療機関委託健診の受託者は、健康診査の結果について、市に報告するものとする。

エ 医療機関委託健診の受託者は、個々人に応じた適切な健康診査が実施されるよう定期的に研修を行う。

5 未受診者対策

(1) 4か月児健診未受診かつBCG未接種者に対し8か月児時点で、10か月児健診の受診勧奨を行なう

(2) 1歳6か月児健診未受診者を1歳10か月児時点で受診勧奨のため再通知を行なう

(3) 3歳児健診未受診者を3歳6か月児時点で受診勧奨のため再通知を行なう

6 事後指導

(1) 健康診査の結果は、その保護者に対し報告するとともに、必要に応じて保健師等による事後指導を行うなど指導の徹底を図るものとする。

(2) 事後指導の実施に当たっては、必要に応じケース検討を行ない、子育て支援等の関係機関との連携により支援を推進する。

なお、対象者が医療機関において受診中である場合等には、かかりつけ医師と十分連絡をとるものとする。

(3) 事後指導及び措置の内容等について、健康診査票等に記録するものとする。

7 診査費の請求及び支払い

(1) 受託医療機関は、健康診査に要する費用を、請求書に受診票等の結果を添えて医師会を経由して翌月15日までに市長に請求するものとする。

(2) 市長は医師会から請求書を受理したときは、その内容を審査確認のうえ、速やかに健康診査に要した費用を支払うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施、運営に関して必要な事項を、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

久留米市乳幼児健康診査実施要領

「久留米市乳幼児健康診査実施要綱」に基づき、乳幼児健康診査を実施するにあたり、必要な事項を以下に定める。

1 乳児健康診査

1) 目的

身体の異常の発見（股関節脱臼、心臓の異常等）、離乳指導、生活指導および予防接種の指導等に適した生後4～5月、心身の異常の発見（行動異常、精神発達の異常等）、離乳指導及び育児・生活指導等に適した生後10～11月に乳児健康診査を実施する。

2) 実施方法

医療機関委託による個別健診方式と集団健診方式で実施する。

3) 対象者への通知

満4か月に達する月の前月に個人通知する。

満10か月に達する月の前月に個人通知する。

4) 健康診査の項目

発育栄養状態、精神運動機能の発達、疾病又は異常の発見及び保健指導とする。「4か月児健康診査受診票」及び「10か月児健康診査受診票」による。

5) 健康診査担当者

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士等によって実施すること。

2 1歳6か月児健康診査

1) 目的

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害をもった小児を早期に発見し、適切な指導、療養の援助を行うとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、食生活その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図る。

2) 実施方法

医療機関委託による個別健診方式と集団健診方式で実施する。

3) 対象者への通知

満1歳6か月に達する月の前月に個人通知する。

4) 健康診査の項目

身体発育計測、栄養状態、精神・運動機能の発達、一般身体所見、疾病又

は異常の発見及び保健指導を行う。「1歳6か月児健康診査受診票」または「1歳6か月児歯科健康診査受診票」による。

5) 健康診査担当者

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談を担当する者等によって実施する。

3 3歳児健康診査

1) 目的

3歳児健康診査は、幼児期において、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対し、医師、歯科医師による総合的健康診査を実施し、児童の健全な育成、生活習慣の自立、う歯予防、事故防止、児童虐待の防止に重点をおいた指導を実施する。

2) 実施方法

医療機関委託による個別健診方式と集団健診方式で実施する。

3) 対象者への通知

満3歳に達する月の前月に個人通知する。

4) 健康診査の項目

身体発育計測、栄養状態、精神・運動機能の発達、一般身体所見、疾病又は異常の発見及び保健指導を行う。「3歳児健康診査受診票」「視聴覚健康診査票」または「3歳児歯科健康診査受診票」による。さらに健康診査の結果、精密健康診査が必要と認められた者には精密健診紹介状を発行し専門医療機関へ受診を勧め診断を確定する。

5) 健康診査担当者

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、心理相談を担当する者等によって実施する。

4 健康診査時における相談、指導

健康診査は、疾病のスクリーニングのみならず、育児、栄養及び運動等子どもの生活に関し、潜在化している悩みを十分把握して、相談、指導及び指導及びフォローアップを行うことを目的としているため、健康診査の機会にこのような相談、指導を行う体制の整備を図ること。特に、育児不安をもつ親への対応は重要であり、他の相談指導や訪問指導の機会を活用してフォローアップし、不安の解消に努める。また個別健康診査を担当する医師は発達診断学的スクリーニングや育児支援を考慮した健診技術の向上をめざす。

5 事後指導

健康診査の結果は、身体、発達のそれぞれについて、異常なし、要指導、要精密健康診査、要経過観察、要治療等に分類し、指導の必要がある場合には、医療機関、児童相談所等適切な機関と連携し事後指導を実施する。

継続的に観察する必要がある場合は、訪問指導や相談指導、必要な他の保健事業との連携を密にしフォローアップを行う。

要精密健康診査とされた者については、診断を確定するため専門機関への受診を勧め、医療の給付等制度が適用されうる場合には、手続き等についても併せて指導すること。精密健康診査の結果については、医療機関との緊密な連携のもとに十分把握する。

なお、健康診査の結果、要指導とされた者に対する事後指導の徹底を図るため、必要に応じ家庭訪問を行う保健師、及び要精密健康診査とされた者について診断確定を行うために紹介すべき専門医療機関の確保に努め、確実な事後指導、精密健康診査を行うための体制を整備する。

6 健康診査結果の評価

健康診査結果については、毎年度ごとに取りまとめるとともに、妊産婦、新生児、乳幼児期における身体的異常、発達問題等の頻度を算出するなどして、地域における健康状態が把握できるような体制の整備を図る。

また、健康診査の結果を地域住民に知らせ、住民の健康管理への関心を高めるための手段を講ずること。

7 関係機関との連携

健康診査を実施するにあたり、児童相談所、子育て支援部、教育部局等関係諸機関との連携を密にし、事業の推進を図ること。

さらに、子育て支援の効果的ネットワークの体制整備を推進する。